



令和6年3月1日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年1月17日付5福祉子家第1507号により、当審議会に対して諮問された「小児慢性特定疾病の医療費支給認定等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「小児慢性特定疾病の医療費支給認定等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

## 第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「小児慢性特定疾病の医療費支給認定等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

## 第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、小児慢性特定疾病の医療費支給認定等に関する事務（以下「本件事務」という。）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められる。

その上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

### 1 委託の取扱いについて

- (1) 東京都（以下「都」という。）では、各種医療費助成制度の円滑かつ適正な運用のため、医療費助成システムを利用しており、当該システムの運用保守は委託により行われている。本件事務も都の実施する医療費助成制度の一つとして当該システムを利用しており、結果として事務の一部を委託していることに一定の合理性があるものと考えられる。一方、委託は情報の漏えい等のリスクが高まる要素でもあることを踏まえた対応が必要である。
- (2) 本件事務については、受託者から必要な報告がなされているなど、管理監督の現状は適正であることが確認できた。

しかしながら、本件事務で取り扱う情報は特段の配慮を要するものであることから、都としても委託者の立場から受託者が委託契約等において取り決めた事項を遵守しているか監督し、受託者において都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認すること。

## 2 紙媒体の取扱い及び保管について

本件事務については、今後も継続して多量の特定個人情報を紙媒体で取り扱うことが見込まれている。紙媒体の取扱いは、紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、引き続き、こまめな枚数確認や、廃棄委託に際しての都職員の立会い等、紙媒体の取扱い及び保管についての厳格な運用管理に努めること。

また、都全体として個人情報を記載した文書の紛失事故が相次いで報告されていることも踏まえ、特定個人情報に限らず、文書の紛失を防ぐための事務フローや確認手法について検討し、類似の事務を担当する部署とも協力して事故防止に努めること。

## 3 外部記録媒体の取扱いについて

本件事務については、今後も継続して多量の特定個人情報を外部記録媒体に保管し、運搬することが見込まれている。外部記録媒体は、大容量のデータを記録できる一方、一度の紛失等により大量の情報漏えい等が発生するリスクがある。

引き続き、媒体を授受する際の双方確認、保管中の確実な施錠、速やかかつ完全なデータ削除、以上の実施手順を遵守することを都職員に教育するなど、厳格な運用管理に努めること。

## 4 特定個人情報の適切な管理について

本件事務においては、中間サーバへの副本登録を定期的に行うこととされ、本件事務に係る特定個人情報は、福祉、課税等の場面において、その業務の適正な遂行のため広く重要な役割を果たしている。

今後は登録者証発行事業が開始されることもあり、管理する特定個人情報の正確性担保がますます重要となることから、関係区市町村とも協力して実効性のある対策を検討・実施し、都としても正確な入力業務の確保に努めること。

また、特定個人情報は、法律で定められた事務を行う必要がある場合に限り保管し続けることができる一方、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、保存期間を経過した場合には、できるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならないとされている。今般、副本削除に関する不適切な現況が発覚したことも踏まえ、システム担当部署とも協力し、適切な管理体制の構築に努めること。

## 5 評価書等の活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

なお本件事務については、平成27年度に実施された初回以降、リスク対策に万全を期すため等の理由により、全項目評価が行われている。一方、法令等に定められた基準に当てはめると、現状、実施が義務付けられているのは基礎項目評価のみであることが確認できた。

今回の再実施においても、リスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められることから、次回の再実施に当たっては基礎項目評価のみ行うことも考えられる。

## 第3 審議経過

年月日	審議経過
令和6年1月17日	諮問
令和6年1月18日、24日及び2月2日	本評価書案概要説明・審議 (第81回特定個人情報保護評価部会)
令和6年2月15日	審議(第82回特定個人情報保護評価部会)
令和6年3月1日	「小児慢性特定疾病の医療費支給認定等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、西貝 吉晃